

静岡県告示第403号

旅館業法施行条例施行規則、公衆浴場法施行細則及び静岡県浴場業許可取扱要綱に規定する知事が認める方法を次のように定める。

平成28年3月29日

静岡県知事 川勝平太

旅館業法施行条例施行規則、公衆浴場法施行細則及び静岡県浴場業許可取扱要綱に規定する知事が認める方法

第1 趣旨

旅館業法施行条例施行規則（平成15年静岡県規則第67号）、公衆浴場法施行細則（平成15年静岡県規則第68号）及び静岡県浴場業許可取扱要綱（平成15年静岡県告示第1153号）に規定する知事が認める方法を次のように定める。

第2 知事が認める方法

(1) 貯湯槽内の消毒方法

旅館業法施行条例施行規則第3条及び公衆浴場法施行細則第4条に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

1 リットル中50ミリグラム以上100ミリグラム以下のモノクロラミン溶液を内壁に噴霧する方法

(2) ろ過器又は配管等の設備の消毒方法

ア 旅館業法施行条例施行規則第4条第1号及び公衆浴場法施行細則第5条第1号に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

1 リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

イ 旅館業法施行条例施行規則第4条第2号及び公衆浴場法施行細則第5条第2号に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

浴槽水にモノクロラミンを投入することにより当該浴槽水のモノクロラミン濃度を1リットル中10ミリグラム以上とし、当該浴槽水を1時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法

(3) 浴槽水の消毒方法

旅館業法施行条例施行規則第6条第1項及び公衆浴場法施行細則第7条第1項に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

浴槽水にモノクロラミンを投入し、浴槽水のモノクロラミン濃度を1リットル中3ミリグラム以上に保つ方法

(4) 気泡発生装置等を使用している場合の管理方法

旅館業法施行条例施行規則第7条第1号及び公衆浴場法施行細則第8条第1号に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

1 リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

(5) 浴槽水の補給に関する管理方法

ア 旅館業法施行条例施行規則第10条第1号及び静岡県浴場業許可取扱要綱第3(3)エ(7)に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

1 リットル中5ミリグラム以上のモノクロラミン溶液を注入する方法

イ 旅館業法施行条例施行規則第10条第3号及び静岡県浴場業許可取扱要綱第3(3)エ(ウ)に規定する知事が認める方法は、次のとおりとする。

浴槽水にモノクロラミンを投入し、浴槽水のモノクロラミン濃度を1リットル中3ミリグラム以上に保つ方法

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。